

千葉県告示第786号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年9月29日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
運動学習支援教室 そら・ふね あすみが丘  千葉県千葉市緑区 あすみが丘1-2 0-1	株式会社ウェルリソース  東京都練馬区豊玉中二丁目15番9号 代表取締役 安富 康晴	令和2年 10月1日	1250101662	児童発達支援・放課後等 デイサービス